

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成二十年十月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第三十号

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(広島県税条例の一部改正)

第一条 広島県税条例(昭和二十九年広島県条例第十六号)の一部を次のように改正する。
第七十四条第一項第二号中「財団法人日本ゴルフ協会」の下に「(昭和六十二年十月一日に財団法人日本ゴルフ協会という名称で設立された法人をいう。)」を加える。

(広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部改正)

第二条 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例(平成十一年広島県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

- 第二条の表の第七号中(15)、(16)、(17)、(18)、(19)、(20)、(21)、(22)、(23)、(24)、(25)、(26)、(27)、(28)、(29)、(30)、(31)、(32)、(33)、(34)、(35)、(36)、(37)、(38)、(39)、(40)、(41)、(42)及び(43)を次のように改める。
- (15) 法第四十四条第三項の規定による医療法人の名称等の決定
- (16) 法第四十五条第二項の規定による医療法人の設立認可に係る都道府県医療審議会の見解聴取の認可
- (17) 法第四十六条の二第一項ただし書の規定による医療法人の理事の人数の特例の認可
- (18) 法第四十六条の三第一項ただし書の規定による医療法人の理事長の選出の特例の認可
- (19) 法第四十六条の四第五項の規定による仮理事の選任
- (20) 法第四十六条の四第六項の規定による特別代理人の選任
- (21) 法第四十六条の四第七項第四号の規定による医療法人の監事の報告の受付
- (22) 法第四十七条第一項ただし書の規定による医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者たる理事の選任の免除の認可
- (23) 法第五十条第一項の規定による定款又は寄附行為の変更の認可
- (24) 法第五十条第三項の規定による定款又は寄附行為の変更の届出の受付
- (25) 法第五十二条第一項の規定による事業報告書等及び監査報告書の届出の受付
- (26) 法第五十二条第二項の規定による事業報告書等の閲覧

- (27) 法第五十五条第六項の規定による医療法人の解散の認可
 - (28) 法第五十五条第七項の規定による医療法人の解散の認可に係る都道府県医療審議会の意見聴取
 - (29) 法第五十五条第八項の規定による医療法人の解散の届出の受付
 - (30) 法第五十六条の六の規定による清算人の届出の受付
 - (31) 法第五十六条の十一の規定による清算結了の届出の受付
 - (32) 法第五十七条第四項の規定による医療法人の合併の認可
 - (33) 法第五十七条第五項の規定において準用する法第五十五条第七項の規定による医療法人の合併の認可に係る都道府県医療審議会の意見聴取
 - (34) 法第六十三条第一項の規定による医療法人に対する報告の徴収及び立入検査
 - (35) 法第六十四条第一項の規定による医療法人に対する措置命令
 - (36) 法第六十四条第二項の規定による医療法人に対する業務の停止命令又は役員了解任勧告
 - (37) 法第六十四条第三項の規定による医療法人に対する業務の停止命令又は役員了解任勧告に係る都道府県医療審議会の意見聴取
 - (38) 法第六十四条の二第一項の規定による社会医療法人に対する認定の取消し又は収益業務の停止命令
 - (39) 法第六十四条の二第二項の規定による社会医療法人に対する認定の取消しに係る都道府県医療審議会の意見聴取
 - (40) 法第六十五条の規定による医療法人の設立認可の取消し
 - (41) 法第六十六条第一項の規定による医療法人の設立認可の取消し
 - (42) 法第六十六条第二項の規定による医療法人の設立認可の取消しに係る都道府県医療審議会の意見聴取
 - (43) 法第六十七条第一項の規定による弁明の機会の付与(14)、(27)、(32)及び(36)に規定する処分に係るものに限る。))
- 第二条の表の第九号の六中「(16までに)」を「(17までに)」に改め、同号中(4)及び(5)を削り、(3)を(5)とし、(2)を(4)とし、(4)の前に次のように加える。
- (2) 法第三十九条の三の規定による社会福祉法人の仮理事の選任
 - (3) 法第三十九条の四の規定による社会福祉法人の特別代理人の選任
- 第二条の表の第九号の六中(8)及び(9)を次のように改める。
- (8) 法第四十六条の七の規定による社会福祉法人の清算人の選任の届出の受付
 - (9) 法第四十七条の三の規定による清算結了の届出の受付

第二条の表の第九号の六中(2)を(3)とし、(3)を(2)とし、(3)を(3)とし、(2)を(2)とし、(2)を(2)とし、(2)を(2)とし、同号(2)中「(2)から(3)まで」を「(2)から(3)まで」に改め、同号(2)を同号(3)とし、同号中(2)を(3)とし、(3)を(2)とし、(2)を(2)とし、(2)を(2)とし、(1)を(2)とし、(1)を(1)とし、(1)を(1)とし、(1)の前に次のように加える。

(10) 法第四十九条第二項の規定による社会福祉法人の合併の認可

第二条の表の第九号の六の二中「(1)までに」を「(1)までに」に改め、同号中(4)及び(5)を削り、(3)を(5)とし、(2)を(4)とし、(4)の前に次のように加える。

(2) 法第三十九条の三の規定による社会福祉法人の仮理事の選任

(3) 法第三十九条の四の規定による社会福祉法人の特別代理人の選任

第二条の表の第九号の六の二中(8)及び(9)を次のように改める。

(8) 法第四十六条の七の規定による社会福祉法人の清算人の選任の届出の受付

(9) 法第四十七条の三の規定による清算終了の届出の受付

第二条の表の第九号の六の二中(2)を(3)とし、(3)を(2)とし、(2)を(3)とし、(2)を(2)とし、(2)を(2)とし、同号(1)中「(2)から(3)まで」を「(2)から(3)まで」に改め、同号(1)を同号(2)とし、同号(1)を同号(1)とし、同号(1)中「(1)」を「(1)」に改め、同号(1)を同号(1)とし、同号中(1)を(1)とし、(1)を(1)とし、(1)を(1)とし、(1)を(1)とし、(1)を(1)とし、(1)の前に次のように加える。

(10) 法第四十九条第二項の規定による社会福祉法人の合併の認可

第二条の表の第十五号の三(1)中「第五十五条において準用する民法第八十三条」を「第五十四条の三」に改める。

第二条の表の第二十一号の三(2)中「第四十四条の規定により準用する民法第五十六条」を「第三十三条の六」に改め、同号(2)中「第八十条の規定により準用する民法第八十条」を「第七十九条の二」に改める。

第二条の表の第三十五号中「(3)、(3)及び(3)」を「(3)、(3)、(4)及び(4)」に、「(1)、(1)、(1)及び(1)から(1)まで」を「(1)、(1)、(1)及び(1)から(1)まで」に、「(1)、(1)、(1)及び(1)から(1)まで」を「(1)、(1)、(1)及び(1)から(1)まで」に改める。

第三条の表の第三号(3)を次のように改める。

(3) 法第四十二条の第二項、法第四十四条第一項及び第三項、法第四十六条の二

第一項ただし書、法第四十六条の三第一項ただし書、法第四十六条の四第五項及

び第六項、法第四十七条第一項ただし書、法第五十条第一項及び第三項、法第五

十二条第一項、法第五十五条第六項及び第八項、法第五十六条の六、法第五十六条の十一並びに法第五十七条第四項の規定による社会医療法人に関する認定並びに医療法人に関する認可並びに届出及び申請の受付

(公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第三条 公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年広島県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例

第一条中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に、「公益法人等への職員」を「公益的法人等への職員」に改める。

第二条第一項第一号を次のように改める。

一 一般社団法人又は一般財団法人で、県が社員等となり、又は基本財産その他これに準じるものを拠出しているものうち、県がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして人事委員会規則で定めるもの

(広島県立自然公園条例の一部改正)

第四条 広島県立自然公園条例(昭和三十四年広島県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「目的として設立された民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人」を「目的とする一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年十二月一日から施行する。

(広島県職員定数条例等の一部改正)

2 次に掲げる条例の規定中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

一 広島県職員定数条例(昭和二十四年広島県条例第四十三号)第三条第九号

二 広島県企業職員等定数条例(昭和四十三年広島県条例第四号)第三条第九号

三 県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和四十六年広島県条例第六十七号)第四条第五号

四 広島県学校職員定数条例(平成十二年広島県条例第三号)第三条第八号

五 広島県警察職員定員条例(昭和二十九年広島県条例第三十四号)第三条第九号